

○国立大学法人埼玉大学教育学部長選考規程

〔平成16年4月1日〕
規則第105号

改正 平成18.1.26 17規則36 平成27. 2.19 26規則67
令和元.11.21 元規則32

(学部長候補者の選考)

第1条 教育学部長候補者(以下「学部長候補者」という。)は、教育学部教授会構成員の教授の中から、教育学部教授会(以下「教授会」という。)が選考する。ただし、教授会がその必要を認めたときは、教授会構成員としての教授予定者を、選考の範囲内に加えることができる。

(選考を行う場合)

第2条 学部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 学部長候補者の選考は、前項第1号の場合にあっては、任期満了の1か月前までに完了すること、前項第2号又は第3号の場合にあっては、辞任の申出があったとき、又は欠員となったときから1か月以内に開始することを原則とする。

(選考方法)

第3条 教授会は、学部長候補者を選考するため、選挙有資格者による第1次及び第2次の選挙を行う。

2 前項の選挙には、選挙有資格者の3分の2以上の投票を必要とする。

(選挙管理)

第4条 選挙は、教授会構成員が互選した5人の委員で構成する学部長候補者選挙管理委員会が管理する。

(選挙有資格者)

第5条 選挙有資格者は、選挙公示日に在任する教授会構成員とする。ただし、選挙の日までに退職した者はその資格を失う。

2 前項の規定にかかわらず、選挙の日において海外渡航中の者及び休職中の者は選挙有資格者としなない。ただし、当該選挙を電子的方式による投票(以下「電子投票」という。)により行う場合は、この限りでない。

(第1次選挙)

第6条 第1次選挙は、2名連記無記名投票とし、投票用紙による投票又は電子投票により行い、得票多数の3人を第2次選挙の候補者とする。ただし、末位に得票同数の者があるときは、その者を第2次選挙の候補者に加える。

(第2次選挙)

第7条 第2次選挙は、単記無記名投票とし、投票用紙による投票又は電子投票により行い、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。

2 前項の投票において、有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票数上位の2人(得票同数者間の順位については、年長者を上位とする。)について投票を行い得票多数の者を当選者とする。この場合、得票同数となったときは、年長者を当選者とする。

(上申及び任命)

第8条 教授会は、前条の選挙の結果によって学部長候補者を選考し、学部長はこれを学長に上申する。

2 学長は、前項の上申を経て、学部長を任命する。

(辞退の場合)

第9条 学部長候補者が学部長となることを辞退したときは、改めてこの規程による選考を行う。

(任期)

第10条 学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできないものとする。

2 学部長に欠員が生じた場合の補欠の学部長の任期は、前任者の残任期間とし、その期間は、前項ただし書の期間に算入しないものとする。

(実施細則)

第11条 この規程の実施に関する細則は、「国立大学法人埼玉大学学部長選考実施細則」(平成16年4月1日規則第106号)による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18. 1.26 17規則36)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成27. 2.19 26規則67)

この規程は、平成27年4月1日から施行し、この規程施行の際現に在任する学部長の後任の選考から適用する。

附 則(令和元11.21 元規則32)

この規程は、令和元年11月21日から施行する。